

経営の健全化のための計画

～ 選ばれる金融サービス企業をめざして～
(一部見直し)

(預金保険法第105条及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成20年4月
株式会社りそなホールディングス
株式会社りそな銀行

平成 18 年 11 月に提出いたしました「経営の健全化のための計画 ～選ばれる金融サービス企業をめざして～」(以下「本計画」)について、一部見直しを行いました。

今般の一部見直しは、本計画の諸前提条件のもと、計画の着実な履行等によるグループ合算剰余金の積み上げ実績を踏まえて、当該剰余金の計画を上方修正するとともに、今後、早期健全化法優先株式にかかる潜在株式への対応として、当社普通株式の市場での取得も検討していくことに伴い、本計画の当該部分(注)についてのみ、見直しを実施するものです。

(注)「6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」の「(2) 剰余金の推移」

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(2) 剰余金の推移

公的資金の主たる返済原資であるグループ合算剰余金については、19年3月末現在で、計画(8,296億円、19年3月期における公的資金優先株式の買入消却実績考慮後)を748億円で上回る9,044億円となりました。なお、19年9月末現在では9,964億円(19年3月末比+920億円)となっており、早期健全化法優先株式の残存額3,352億円を上回る剰余金を確保しております。また、本計画の着実な履行等を通じ、22年3月期までに、14,174億円(19年3月末における上振れ額を単純加算した見直し後の計画値)の累積が見込まれます。

今後も引き続き、一層の収益力の向上に努め、利益の積み上げを図ってまいります。

(億円)

| | 19/3月期 (実績) | 19/9月期 (実績) | 20/3月期 (計画) | 21/3月期 (計画) | 22/3月期 (計画) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 合算剰余金(注1) (18年11月計画) | 12,970 | - | 14,590 | 16,300 | 18,100 |
| 合算剰余金(注2) (返済考慮後計画) | 8,296 | - | 9,917 | 11,627 | 13,427 |
| 合算剰余金 (実績) | 9,044 | 9,964 | - | - | - |
| 合算剰余金(注3) (見直し後計画) | - | - | 10,664 | 12,374 | 14,174 |
| (返済考慮後計画対比) | (+748) | (-) | (+748) | (+748) | (+748) |

(注1) 合算剰余金は、りそなホールディングスおよび傘下銀行合算の残高を記載しております。

(注2) 19年1月の公的資金優先株式の取得および消却に伴う剰余金使用額考慮後の計画修正値を記載しております。

(注3) 19年3月期の合算剰余金上振れ額を単純加算した見直し後の計画値を記載しております。なお、19年9月末の合算剰余金実績(9,964億円)は、上記(注2)の計画をベースとした19年9月末社内管理計数における合算剰余金計画値(8,957億円)に対し1,007億円上回っております。

さらに、良好な市場環境等を前提として、市場で発行する優先株式の資金(その他資本剰余金)等も合わせ、将来的に早期健全化法及び預金保険法優先株式(合計25,315億円)の注入額に見合う額を上回る剰余金の確保を図ってまいります。公的資金を返済する場合、返済後においても、グループ連結自己資本比率9%以上、Tier1比率(連結)5%以上を目標として、適切な自己資本比率を維持してまいります。なお、早期健全化法優先株式の注入額を控除した自己資本比率は、既に同水準を上回っております。

一斉転換期限のある早期健全化法優先株式については、関係当局の承認を前提に、それぞれ一斉転換期限までの返済を目指しておりますが、市場環境等の変化に対応し、早期健全化法優先株式にかかる潜在株式への対応として、当社普通株式の市場での取得も検討してまいります。当社普通株式の取得を実施する場合においても、上記の水準を上回る自己資本比率を維持してまいります。

以上